

第3章 体罰、不適切な行為の防止

1 求められる指導者像 – Good Coach を求めて –

(1) 指導者の役割

スポーツ、文化、科学、芸術等を豊かに享受する能力とは、生徒が自らその活動することにより意義と価値をもち、競技規則、スポーツマンシップとフェアプレイに代表されるマナー、エチケットなどの規範に基づき、主体的・継続的にスポーツ、文化、科学、芸術等の楽しさや喜びを味わうことである。

これらの能力を育成するため、指導者は、自らがスポーツや文化を理解し、生徒の人権を尊重し、生徒の立場に立ち、サポートしていかなければならない。

(2) 求められる指導者像

指導者には、部活動に関わる生徒の様々な欲求に対し適切にサポートしていくことが求められる。学校の部活動顧問が、その専門的な知識・技能や高いコーチング能力を有するとは限らない。しかし、教育活動の一環として設置した部活動の顧問になった以上、生徒のニーズを十分に理解した上で、その役割を果たすことが大切である。

■ 顧問に期待される役割

- スポーツ、文化、科学、芸術等との出会いをコーディネート
- 生徒同士の仲間づくり
- 継続できるようサポート
- マナーやエチケットなどの道徳的規範の育成
- 意欲、自立心や協調性・社会性の育成
- 信頼関係の醸成

■ 身に付けておきたい資質・能力

- スポーツ、文化、科学、芸術等の楽しさを体現するモデル
- 対象による適切な目標水準の設定
- 専門的な知識・技能
- 的確な練習内容・方法
- 高いコーチング能力
- 人間的魅力

(3) 優れた指導者 (Good Coach) 像

■ LEADER とは

- Listen :**
選手の声を聞くということ
- Explain :**
選手に説明するということ
- Assist :**
選手を支えるということ
- Discuss :**
選手と話し合うということ
- Evaluate :**
選手を正当に評価するということ
- Respond :**
指導者として責任をとるということ

ポール・ピコズ (米国: 心理学者・行動科学者)

■ 十の自戒

- 一 部活動は教育活動であることを心に刻むべし
- 二 生徒は小さいながらも大きな人格をもっているものと心得るべし
- 三 優れた指導者には自ずと蹊が成るものと省みるべし
- 四 人は、愛情と率先垂範により手塩にかけて育てるべし
- 五 大声と怒鳴り声は違うもの、人を責める前に自らを責めるべし
- 六 立派な指導者に学び、生徒を伸ばす優れた指導法を追究すべし
- 七 人は信頼する人からしか学ばないものと理解すべし
- 八 自分の過去の実績や経験に頼らず未来を見るべし
- 九 師弟の親密な関係性に落とし穴あり、一線を画すべし
- 十 罰を与えることは指導者として敗者であると自覚すべし

体罰根絶に向けた教員研修用パンフレットより

(平成25年3月 東京都教育委員会)

2 部活動指導者に求められるコンプライアンスと倫理規範

(1) コンプライアンス (compliance)

広義には、民間企業、非営利組織、行政組織などが消費者、従業員・職員、取引先、株主などの利害関係者の要請に機動的に対応することを意味する。

我が国では一般的に、法律や規則に従う「法令遵守」の意味で使われている。

(2) 部活動顧問等によるコンプライアンスの徹底

平成 24 年度の体罰の実態把握調査により、顧問等による体罰が数多く発覚した。一部には、「部活動の指導は、教員の本務ではない。」「部活動指導はボランティアで行っている。」と誤解している者がおり、部活動指導を私的領域と勘違いしていると見受けられる事案もあった。

校長は、学校教育法第 11 条で禁じられている体罰をさせない、部活動顧問等は体罰を行わないというコンプライアンス（法令遵守）を徹底しなければならない。

(3) 倫理規範

公益財団法人日本スポーツ協会は、公益財団法人全国中学校体育連盟や公益財団法人全国高等学校体育連盟などの加盟団体に「公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」（平成 30 年 4 月）を示すとともに、広くスポーツ指導者向けには、「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」（平成 31 年 4 月）を示している。

中学校、高等学校及び特別支援学校等における部活動の指導に携わる者は、十分にその内容を理解し、実践に役立てていくことが大切である。

■ スポーツ指導者のための倫理ガイドライン

倫理的問題が生じた場合には、被害者の立場を考慮しつつ、速やかに適切な対応をすることが不可欠です。たとえ現在は指導現場に問題がなくても、倫理的な問題について理解を深め、将来的に問題が起こらないように対策を立てておくことが必要です。

反倫理的言動はスポーツ指導者とプレーヤーの間だけでなく、スポーツに関わるあらゆる人間関係で生じる可能性があります。したがって、指導者はそのことを認識し、自分自身の言動のみならず、自身が関わる指導現場、合宿所や遠征先、そこへの移動や飲食会などを含めたあらゆる場面において反倫理的言動が生じないように、最大限の準備と対応をすることが求められます。

反倫理的言動

反人道的言動

- 身体的・精神的暴力及び言葉の暴力
- 性暴力及びセクシャルハラスメント
- 差別

その他の反社会的行為

- 不適切な指導
- ドーピング及び禁止薬物等の使用
- 金銭的な事柄

3 文部科学省の見解

(1) 学校教育法第 11 条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

(2) 体罰禁止の考え方

体罰は、違法行為であるのみならず、生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生むおそれがある。もとより教員等は指導に当たり、生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、粘り強く指導することが必要である。

(3) 懲戒と体罰の区別について

教員等が生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該生徒の年齢、健康、心身の発達状況、苦痛の状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

平成 25 年 3 月 13 日付 24 文科初第 1269 号「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」文部科学省より

■ 通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷

計画にのっとり、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことは、運動部活動での指導において想定されるものと考えられる。

ただし、生徒の健康管理、安全確保に留意し、例えば、生徒が疲労している状況で練習を継続したり、準備ができていない状況で故意にボールをぶつけたりするようなこと、体の関係部位を痛めているのに無理に行わせること等は当然避けるべきである。

（「運動部活動での指導のガイドライン」平成 25 年 5 月文部科学省より）

(4) 文部科学省が示した体罰等の参考事例

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">身体に対する侵害を 内容とするもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。 ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。 ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。 ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。 ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩く。 ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。 ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">被罰者に肉体的苦痛を 与えるようなもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。 ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。 ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">認められる懲戒</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">通常、懲戒権の範囲内と判断 されると考えられる行為</p>	<p>○ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後等に教室に残留させる。 ・ 授業中、教室内に起立させる。 ・ 学習課題や清掃活動を課す。 ・ 学校当番を多く割り当てる。 ・ 立ち歩きの多い児童・生徒を叱って席につかせる。 ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">正当な行為</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">通常、正当防衛、正当行為と 判断されると考えられる行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使 ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。 ○ 他の児童・生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使 ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。 ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。 ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。 ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

4 体罰の定義

平成 25 年 2 月に設置された「部活動指導等の在り方検討委員会」⁸では、学校教育法、刑法、判例や、研究論文等を参考に、懲戒と体罰について、次のとおり定義付けを行った。

- 教員が、児童・生徒に対して、戒めるべき言動を再び繰り返させないという、教育目的に基づく行為や制裁を行うことを懲戒という。
- 懲戒には、事実行為としての注意、警告、叱責、説諭、訓戒や、法的効果をもたらす訓告、停学、退学の処分がある。
- 懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的又は間接的に、肉体的苦痛を与える行為を体罰という。
- 体罰には、たたく、殴る、蹴る等の有形力（目に見える物理的な力）の行使によるものと、長時間正座や起立をさせるなどの有形力を行使しないものがある。いずれも法によって禁じられている。
- この体罰は、その態様により、傷害行為、危険な暴力行為、暴力行為に分類される。
- また、不適切な指導、暴言等や行き過ぎた指導は、体罰概念に含まれないが、体罰と同様に、教育上不適切な行為であり許されないものである。

体罰の定義では、肉体的苦痛がキーワードであり、必要条件である。

一方、精神的苦痛は、肉体的苦痛と同等か、それ以上に、生徒の心身に大きな影響を与える場合もある。

このため、生徒に精神的苦痛・負担を与える「暴言」を体罰と同様に問題視していく必要がある。

また、部活動やスポーツ指導において、目的は誤ってはいないが、その指導内容・方法等が対象となる生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導や能力の限界を超えた危険な指導等を、「行き過ぎた指導」とした。

次に、この定義を基に、体罰の関連行為を分類し、それぞれの特徴、内容、具体例、想定される事例等を示すことにより、曖昧であるとされてきた体罰概念をより明確にした。

8 平成 24 年 12 月、大阪市立高校バスケットボール部において、顧問教員の体罰を背景として生徒が自殺するという痛ましい事件が発生した。この事件を契機に、東京都教育委員会は、体罰の根絶に向けた総合的な対策を検討することを目的に、平成 25 年 2 月に「部活動指導等の在り方検討委員会」を設置し、体罰が起こる原因や背景、そして体罰を根絶していくための対策を検討した。

5 体罰の陰に隠れていた暴言や不適切な指導

(1) 暴言の例

- 管弦楽部に所属する生徒に対して、「下手くそ」、「リズム音痴」との発言を複数回言い、当該生徒に不快感を与えた。

その他の例

- 口癖のようにしているもの
死ね 消えろ バカ アホ クズ うざい 使えねえ
- 人格等を否定するようなもの
デブ チビ ゴミ女 ババア 病気か お前らクソだ
- 部活動を私物化している
部活を辞めろ 一生使わない どうせ勝てない

(2) 不適切な指導の例

- 野球部の練習に遅れた生徒に対して、顧問が指導している最中に、当該生徒が笑ったので、「ふざけるな」と言って胸部を押した。
- バレーボール部の練習中、顧問が何度も同じことを繰り返し注意したのに反応することができない生徒に対し、腹部にボールを当てた。
- 試合に負けたため、外部指導者が、部員 18 名を一列に並べ、空のペットボトルで、全員の頭を軽くたたいた。

(3) 暴言や不適切な指導はなぜ問題か

一般的に、身体に対し物理的な力を加えることをもって暴力というが、身体的な暴力と同様に、暴言や不適切な指導によるものも精神的な暴力であり、あってはならない。

精神的な暴力は、人の記憶に一生残り心の傷となることがあること、対象となる生徒とともに周囲にいる者にも同様の精神的苦痛・負担を与えること、教員等のストレスのはけ口であることが多いこと、精神的に恐怖感を与え人格を否定することで生徒の言動等をコントロールしようとしていること、他の指導方法を工夫しなくなり時にエスカレートすることなどの問題点がある。

本来、生徒同士のいじめを防止し、迅速適切に対応することが期待されている教員等が、自ら生徒に暴言等を行うことは許されるものではない。

また、暴言等の精神的苦痛・負担を与える行為は、教育指導上、生徒に恐怖感や不信感を抱かせることとなり、負の学習効果しか期待できないため、体罰等の暴力行為と同様に指導方法として用いてはならない。

そして、不適切な指導は、他の適切な指導内容・方法をもって代替することができるものであり、指導法の研究・研修を怠らないよう、教員としての力量形成に努めなければならない。

6 体罰関連行為のガイドライン

行為の分類			
名称	特徴		内容
体罰	傷害行為 (肉体的苦痛)		懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為 【直接的】強くたたく、殴る、蹴る、投げる等 【間接的】長時間にわたる正座・起立等
	危険な暴力行為 (肉体的苦痛)		
	暴力行為 (肉体的苦痛)		
不適切な行為	不適切な指導	肉体的負担	教員が、児童・生徒の身体に、肉体的負担を与える程度の、軽微な有形力の行使
	暴言等	精神的苦痛・負担	教員が、児童・生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動
	行き過ぎた指導	精神的・肉体的負担	運動部活動やスポーツ指導において、児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導
指導の範囲内	肉体的苦痛や負担を伴わない		注意喚起や指導を浸透させるためにやむを得ず行われた、児童・生徒の身体に肉体的負担を与えない程度の、極軽微な有形力の行使
適切な指導	懲戒行為 教育指導としての有形力の行使		学習指導や生活指導時における法令で認められた範囲の懲戒行為 スポーツ指導において、動きのタイミングを図る、注意喚起する、激励する、覚醒させるための有形力の行使
正当防衛 正当行為	肉体的苦痛を伴う有形力の行使		防衛のためにやむを得ずした有形力の行使 他に被害を及ぼす暴力行為に対して、制止・危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
緊急避難			自己又は児童・生徒の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずした行為

※本ガイドラインは、「体罰」関連行為の区分を示したものである。

ガイドライン	
具体例	想定される事例
有形力の行使により、物理的な力の程度や肉体的苦痛の有無にかかわらず、出血、骨折、歯牙破折、鼓膜損傷等の傷害を負わせた場合	<ul style="list-style-type: none"> ●授業中ふざけていた生徒を数回注意したが従わず、更に増長したため、生徒を押し倒し骨折させた。 ●メールで友人の中傷を繰り返したため、事の重大性を分からせるため、頬を平手打ちし鼓膜損傷させた。
一歩間違えば重大な傷害を負わせる可能性のある、急所・頭部・頸部に対する、あるいは棒や固定物等を使用して有形力を行使した場合や、柔道等の格闘技の技を用いた場合、又は椅子を投げ当てるなどした場合	<ul style="list-style-type: none"> ●学級会で協力せず、他の児童の迷惑になる行動をしている児童に向かって、椅子を投げ当てた。 ●柔道有段者の教員が、廊下で反抗的な態度の生徒を背負い投げし床にたたきつけた。
頭・頬をたたき、突き飛ばす、足・臀部・脇腹を蹴る、髪を引っ張り引き倒す、長時間廊下に立たせる、長時間ランニングさせるなどした場合	<ul style="list-style-type: none"> ●試合中にミスをしてチームが負けてしまったことの戒めとして、生徒の頬を複数回たたいた。 ●体育授業中、何度注意しても真面目にやろうとしない生徒がつばを吐いたため、後ろから足を蹴った。
手をはたく（しっぺ）、おでこを弾く（デコピン）、尻を軽くたたき、小突く、拳骨で押す、胸倉をつかんで説教する、襟首をつかんで連れ出すなどの行為を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ●宿題を忘れた児童に対し、罰として鼻をつまみ、また忘れたら鼻をつまむと予告した。 ●チャイムが鳴っても教室に戻らず遊んでいた生徒の襟首をつかみ、教室まで連れていった。
罵る、脅かす、威嚇する、人格（身体・能力・性格・風貌等）を否定する、馬鹿にする、集中的に批判する、犯人扱いするなどの言動を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ●授業中、解答を間違えた児童に、「犬のほうがおりこうさん」と馬鹿にした。 ●事情を聴取している最中、答えない生徒に対し、棒で机をたたいたりして威嚇した。
目的は誤ってはいないが、その指導内容・方法等が児童・生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導、能力の限界を超えた危険な指導等	<ul style="list-style-type: none"> ●毎日、休みなく練習を続けさせ、生徒は心身共に疲労し、勉強する時間もなくなった。 ●普段練習時間が少ないことから、合宿で経験したことのない長時間の練習メニューを課した。
腕をつかんで連れて行く、頭（顔・肩）を押さえる、体をつかんで軽く揺する、短時間正座させて説諭する、寝ている生徒の肩をたたき起こすなどの、社会通念上妥当とみなされる行為を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ●友達に暴言を吐き泣かせてしまった児童を正座させ、両肩を抑えながら説諭した。 ●授業中に騒いで立ち歩く生徒の腕をつかみ、教室の外に連れ出した。
注意、警告、叱責、説諭、訓戒 頑張りに対し肩（背中）をたたき褒める、緩慢なプレーを大声で注意する、危険行為を大声で注意する、接触プレーを直接指導するなどの場合	<ul style="list-style-type: none"> ●授業中に物を投げた児童を注意し、残りの時間を教室後ろに立たせた。 ●大縄跳びの練習中、上手く中に入れない生徒の背中をたたきタイミングよく飛び込ませた。
殴りかかってきた生徒をかわすために押す、喧嘩している生徒の間に割って入り双方を抱え込む、棒を振り回す生徒をさす股で押さえ込むなどの行為を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ●化学の実験中に、多動傾向の生徒が塩酸のビンをもって暴れたため、体を抱え込んで押さえ付けた。 ●身だしなみを注意したところ、反抗してつかみかかってきたので、その腕をねじあげた。
校舎から飛び降りようとする生徒を引き倒したなどの行為を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ●情緒不安定となり4階窓から飛び降りようとした生徒を、教室側に引き倒した。 ●階段の手すりに腰掛けていた生徒を注意し、腕をつかんだところ、生徒が振り払おうとして転倒した。

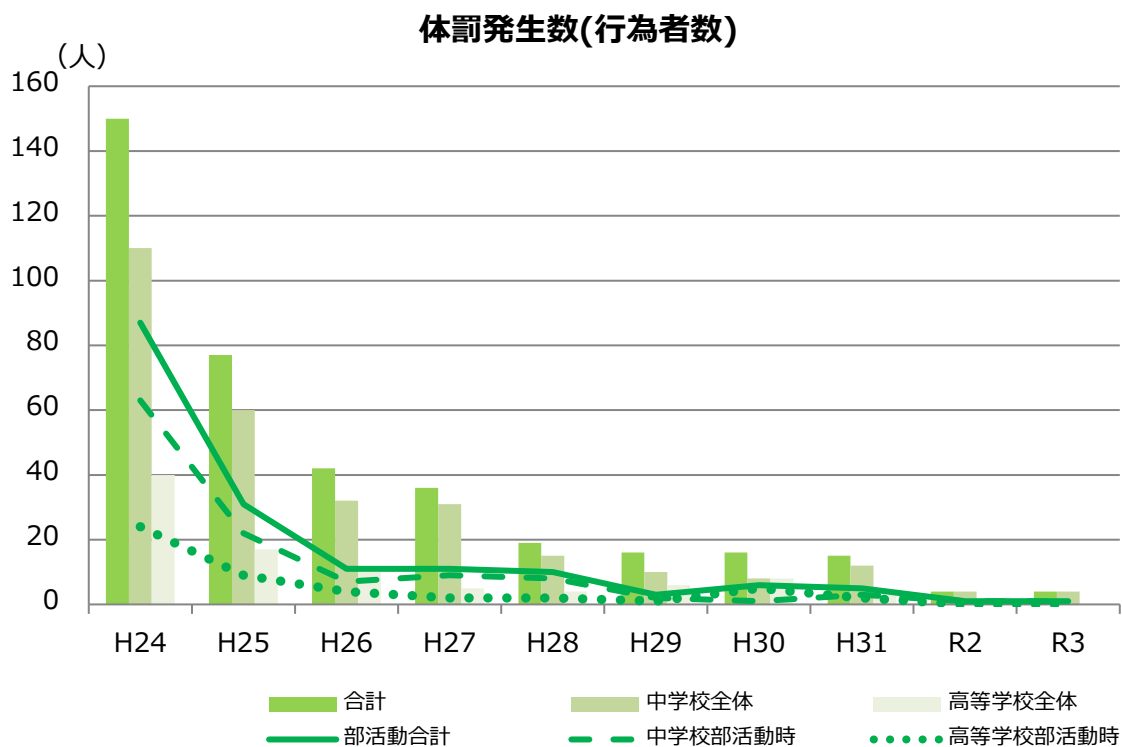
第 204 条（傷害）	人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
第 205 条（傷害致死）	身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、3 年以上の有期懲役に処する。
第 208 条（暴行）	暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
第 222 条（脅迫）	生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。
第 223 条（強要）	生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。
第 230 条（名誉毀損）	公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。
第 231 条（侮辱）	事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。
第 35 条（正当行為）	法令又は正当な業務による行為は、罰しない。
第 36 条（正当防衛）	急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。
第 37 条（緊急避難）	自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

7 東京都における体罰の実態

(1) 体罰発生数

○平成 24 年度から年々減少傾向にあるが、根絶には至っていない。

○部活動中の体罰も減少傾向にあるが、毎年発生している。



(単位：人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
中学校全体	110	60	32	31	15	10	8	12	4	4
中学校部活動時	63	22	7	9	8	2	1	3	1	1
高等学校全体	40	17	10	5	4	6	8	3	0	0
高等学校部活動時	24	9	4	2	2	1	5	2	0	0
合計	150	77	42	36	19	16	16	15	4	4
部活動合計	87	31	11	11	10	3	6	5	1	1

「平成 24 年度～令和 3 年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について」
(東京都教育委員会) より作成

8 体罰が繰り返される構造

我が国では、既に明治12年の教育令において、「^{オソ}凡^イ学校ニ於テハ生徒ニ体罰ヲ加フ可ラス」と定められて以来約140年が経過し、戦後、昭和22年の学校教育法において、改めて体罰の禁止がうたわれて以降70年以上となるが、体罰事案は後を絶たない。

その原因は、一握りではあるが、ひとえに教員の意識の中に、「体罰は必要悪である。」あるいは「自分は体罰によってスポーツ選手として成長できた。」との思いが潜在的に根強くあることにある。さらに、そうした潜在意識を擁護するような社会や保護者の風潮が、教員の違法行為を正当化させ誤った自信を与えることにつながっている。

このため、部活動指導等の在り方検討委員会（平成25年2月設置）では、「体罰調査委員会報告書」をはじめとし、裁判例や様々な研究論文等を参考に、体罰が繰り返されてきた背景を探り、問題点を四つの視点に分類することにより全体構造を整理した。

■ 体罰の背景から分類した視点と具体的な問題点

視点	具体的な問題点
(1) 教員自身の問題	<ul style="list-style-type: none"> ① 教員自身が体罰や暴力を受けた経験 ② 体罰・暴力に対する認識不足 ③ 人権感覚の欠如・調教的発想 ④ 善意であれば何をしても許されるとした誤った熱意、指導観、使命感 ⑤ 他に適切な方法があるにもかかわらず安直に体罰等に頼るという指導力の不足 ⑥ 生徒の私物化・支配化 ⑦ 暴力肯定の潜在意識 ⑧ 怒りに対する自己行動コントロール能力の欠如 ⑨ 暴力による一時的効果の誤解と依存性 ⑩ 体罰による顧問の成功体験 ⑪ パーソナリティ障害
(2) 生徒自身の問題	<ul style="list-style-type: none"> ① 厳しいトレーニングと体罰の混同 ② 顧問への絶対的服従意識 ③ 体罰を自分自身の責任と受け止め、受容してしまう意識 ④ 暴力を受けたことにより暴力で問題を解決を図るようになるという暴力の再生産 ⑤ 教員への反抗的態度 ⑥ 問題行動・非行
(3) 学校文化や 教員の意識	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活指導や部活動指導を熱心に行う一部の教員への依存体質 ② 教員の親代わり意識と独善性 ③ 教員の仲間意識と事なかれ主義 ④ 日頃の熱心な指導や生徒との厚い信頼関係による体罰に関する誤った認識 ⑤ 学級・部活動の閉鎖性 ⑥ 部活動の独立性・広域性 ⑦ 部活動指導に対するボランティア意識 ⑧ 隠蔽による体罰の潜在化 ⑨ 遵法精神の欠落
(4) 体罰を容認する 社会風土	<ul style="list-style-type: none"> ① 教員の「愛の鞭」に感謝する風潮 ② 誤りを正しにくい世間体 ③ 躰の学校依存・部活動への過度の期待 ④ 保護者の過保護・甘やかし・過干渉 ⑤ 勝利至上主義と暴力的指導の容認 ⑥ 体罰概念の個人差と軽微な体罰の黙認 ⑦ 傷害の有無による態度の硬化・軟化 ⑧ 学校や教員ともめ事を起こしたくない事なかれ主義 ⑨ 学校の評判が下がることへの抵抗感 ⑩ 競技実績による上級学校への進路保障

9 体罰のない部活動の推進

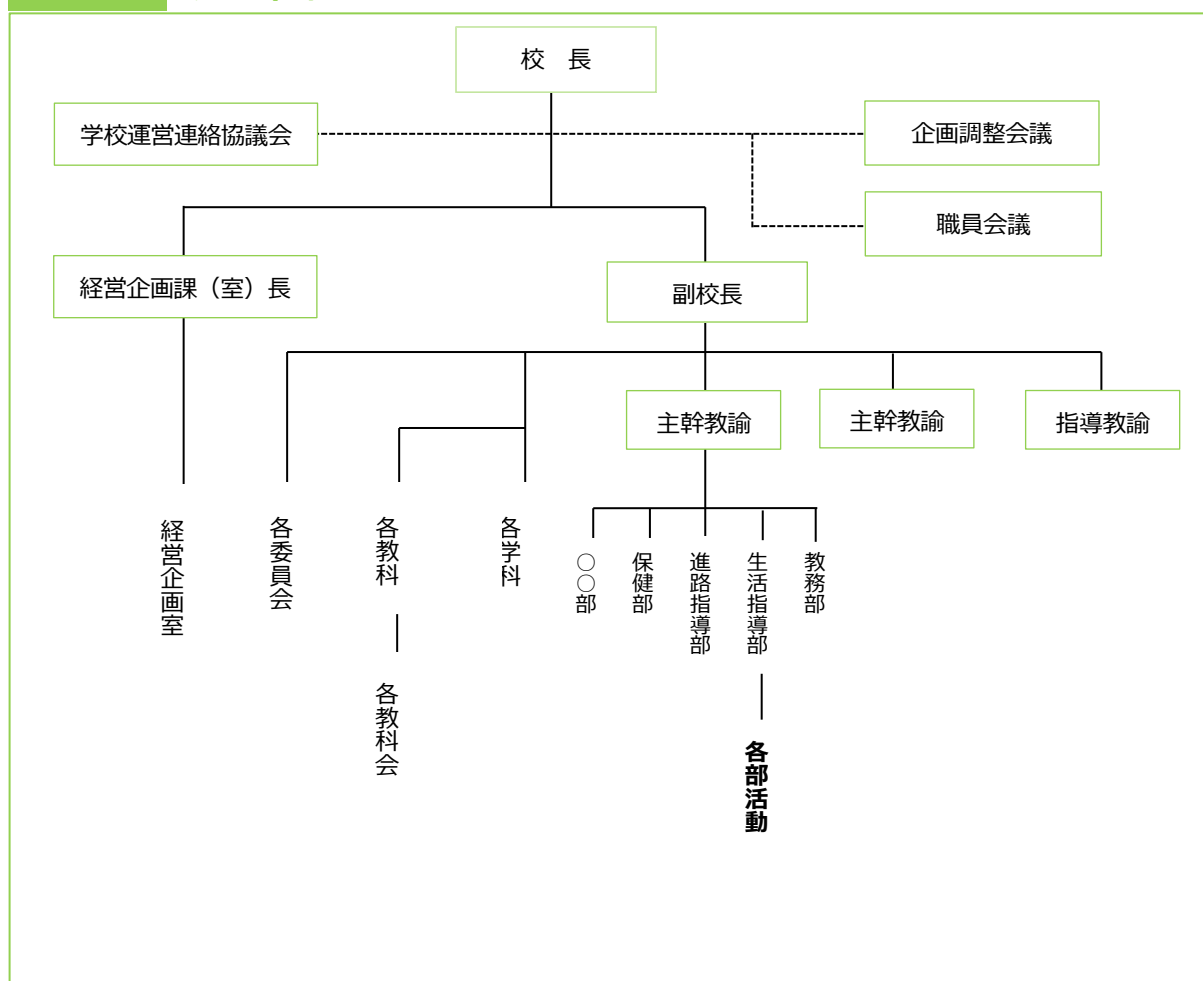
部活動は、教育的意義が高く、継続的に振興しなければならない教育活動である。中学生や高校生のみならず、保護者、卒業生や地域の関係者にとっても、学校の部活動への期待は大きいものがある。

しかし、部活動指導中の体罰は、減少傾向にあるものの、未だ根絶には至っていない。

学校における全ての部活動は、健全育成という原点に立った指導が推進されなければならない。

東京都教育委員会は、平成 26 年 1 月、全ての公立学校から体罰を根絶するため、「体罰根絶に向けた総合的な対策」を定め、「東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を制定した。あわせて、都立学校管理運営規程（標準規程）を改正し、部活動指導を校務分掌組織である生活指導部の下に明確に位置付け、部活動を所管する部署と責任を明確にすることにより、校長による学校管理運営の強化・徹底を図ることとした。

参考 分掌組織図



(1) 顧問に対する指導者講習会の実施

運動部活動に関しては、専門的指導ができる教員だけで分担することはできないため、教職員全員体制で部活動の担当を分担することが一般的である。

担当する顧問はスポーツやその指導に関して経験がない場合や、自らの学生時代等の経験に頼っている等、指導力が十分でない場合がある。

東京都教育委員会は、平成 26 年度から、東京都高等学校体育連盟及び東京都中学校体育連盟と連携を図り、全ての顧問を対象として指導者講習会を開催している。さらに、平成 30 年度からは、部活動指導員を対象として、部活動の位置付けや教育的意義、職務上守るべき法令、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全確保や事故発生後の対応等について取り上げ、学校組織の一員として、地域・保護者の協力の下、生徒の生活全体や将来を見据え、知・徳・体のバランスのとれた生徒の成長を促す指導についての研修を実施している。

今後とも、言葉で伝える力を高める指導法、著名な指導者による優れた指導を追求する研修、怒りなどの感情をコントロールする指導等、現状に応じた幅広い研修の実施が望まれる。

(2) 部活動単位による保護者等との意見交換会の開催

部活動では、指導者と生徒により親密な関係性が育まれる。良好な関係性の下で活動が展開されれば、大きな成果をもたらす。一方、親密な関係性は、生徒への支配関係・従属意識や絶対的な権力関係を生む土壌にも発展しかねない危険性を有している。

学校外から学校内は見えにくいいため、保護者を含め不安感を抱く傾向に陥りがちである。特に、保護者の不安を払拭していくためにも、学校での指導の様子をより一層公開することが大切である。

保護者への指導方針等の説明、指導状況の参観等を定期的に行うとともに、部活動単位で保護者や地域関係者との意見交換会を開催することを通して、共通理解を図り信頼性を高めていく必要がある。

(3) スポーツ医・科学的視点の積極的導入

近年、スポーツ指導では、スポーツ医・科学の視点から、個人の状態を客観的に把握・分析し、指導上の課題を発見し解決していくことを重視するようになってきている。

個人の筋力、持久力等の身体の機能や能力を数値化し、指導者と情報を共有することで、練習メニューやゲームについて意見交換することができ、主体的にトレーニングに取り組むようになる。指導者にとっても、選手の課題や指導のポイントが明確となり、科学的な情報に基づいた冷静な判断を促していくことになる。

部活動においても、こうした医・科学的な知見を生かし、指導内容・方法を考え、生徒の潜在能力を引き出し、効果的・効率的に技能の向上につなげていくことが必要である。

(4) 体罰、暴力的指導、行き過ぎた指導のない部活動運営を生徒や保護者に公表

顧問は、生徒が安心して部活動に取り組むことができるようにするために、年間目標、指

導方針、指導内容・方法等をあらかじめ定め、体罰、暴力的指導、行き過ぎた指導のない部活動を展開していくことを生徒や保護者に公表することが必要である。

(東京都立学校の管理運営に関する規則 第十二条の十二の4)

(5) 外部指導者や上級生への対応

外部指導者による暴力や、上級生から下級生に対する暴力（生徒間暴力）が、顧問の目の届かないところで行われたことがある。

外部指導者には、契約を交わす際に、学校の教育方針の下で自らがもつ高い指導力や専門性を十分に発揮するよう努めること、そして、決して暴力による指導を行わないということを確認するとともに、指導を徹底する必要がある。

また、生徒には、暴力で問題解決を図ることのないよう、日頃からの指導を徹底する必要がある。

10 不適切な行為（わいせつ行為）、セクシュアル・ハラスメントの防止

(1) 生徒に対する不適切な行為（わいせつ行為）、セクシュアル・ハラスメント

生徒に対するわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントは、生徒の心を傷付けるとともに、一人の指導者の行いが、他の全ての指導者の信用を損なうことにつながる、決して許されない行為である。

指導者は、自分の言動が生徒にどのように受け止められるかを、常に考えて振る舞うこと、また、教育に携わる者として、自分の感覚ではなく相手の立場に立って考えることが大切である。生徒等との不適切な関係、立場を利用した不適切な行為（わいせつ行為）、生徒等を傷付けるような性的言動（セクシュアル・ハラスメント）等を絶対にしてはならない。

(2) してはならない具体的な行動

- 特別教室や体育館、放課後の教室等、他者の目に触れにくい場所での生徒等に対する個別指導は、一人で行わないこと。
- 生徒等に対する指導上不必要な身体接触（首、胸、脇、腰、でん部、^{だいたい}大腿部等を触る（着衣の上からの身体接触を含む。）、抱きしめる、頬ずりする、膝に乗せる等）は行わないこと。
- 生徒等を教職員の自宅等に迎えたり、自家用自動車に同乗させたりしないこと。
- 管理職の許可なく、生徒等の自宅を訪問しないこと。
- わいせつ行為は、刑法違反（強制わいせつ罪等）、青少年健全育成条例違反、児童福祉法違反にも該当する可能性があり、教員免許状の失効等により二度と教壇に立てなくなる等、重大な非違行為であることを改めて認識し、こうした行為は行わないこと。
- 相手が不快に感じる性的な言動が、全てセクシュアル・ハラスメントとなることを自覚し、こうした行為は行わないこと。
- 生徒にテーピングやマッサージを行う際は、当該生徒に説明した上で、当該生徒の意向を聞き取り、第三者に同席させるなどの配慮をすること。
- 携帯電話等のメール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等を、生徒等との私的連絡の手段に使用してはならない。

(3) 過去の事件事例と処分量定

- 勤務校において、女子生徒に対して、LINEのIDを聞き、同生徒に不適切な内容のメッセージを複数回送信するとともに、同校特別教室において、同生徒に個別指導を行った際、同生徒の唇に複数回キスをした。また、路上において、同生徒の唇にキスをした（懲戒免職）。
- 校長から、生徒との私的なメール、電話等の禁止及び生徒と私的に校外で会うことの禁止について指導を受けていたにもかかわらず、勤務校等において、同校女子生徒に対して、不適切な内容を含めた私的なメッセージを約2,300回送信するとともに、路上において、同生徒を抱き締める及び同生徒の唇に複数回キスをした（懲戒免職）。
- 自宅及び通勤途中の駅において、勤務校の卒業生である女子生徒に対して、不適切な内容のメッセージを196回送信するとともに、わいせつな画像を送信した（停職3月）。
- 自宅及び勤務校において、同校女子生徒に対して、不適切な内容のメッセージを含めた私的なメッセージを約500回送信し、同生徒に不快感及び嫌悪感を与えるとともに、勤務校において、同生徒を抱き締め、同生徒に不快感及び嫌悪感を与えた（停職1月）。

「使命を全うする！～教職員の服務に関するガイドライン～」(令和3年4月改訂 東京都教育委員会)

参考 セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、他の者（教職員以外の者も含む。）を不快にさせる、職場における性的な言動及び他の教職員を不快にさせる職場外における性的な言動を指す。

例えば、職場や、職場関係者の酒席などで、次のような言動を行い、相手が不快に感じた場合はセクハラになり得ることから、十分な注意が必要である。

- ひわい 卑猥な内容の冗談を交わす。
- 性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象としたりする。
- 雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりする。
- 性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙、メッセージ、メール等を送ったりする。
- 食事やデートにしつこく誘う。
- 身体に不必要に接触する。
- 交際、性的な関係を強要する。

※ 被害者の性的指向や性自認にかかわらず、性的な言動であればセクハラに該当する。